

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (令和3年度実績)のポイント

文部科学省では、学校保健安全法に基づき策定された第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行っている。

このたび、令和3年度実績について取りまとめて公表するもの。

I. 調査対象

全国の国公立の小学校(18,612校)、中学校(9,581校)、義務教育学校(159校)、高等学校(4,569校)、中等教育学校(51校)、幼稚園(7,203校)、幼保連携型認定こども園(3,770校)及び特別支援学校(1,093校) **【計45,038校】**

※令和4年12月末までに回答のあったものについて取りまとめたもの

※()内が回答数

II. 結果の主な概要

(注：前回調査は平成30年度実績)

(1) 学校安全計画について

学校安全計画の策定状況と、計画の内容が充実してきている。

- 学校安全計画*1の策定状況
(前回調査から1.6%増加)

今回	97.9%
前回	96.3%

- 学校安全を担う校内組織が整備されている学校は86.9%。【新規設問】
- 学校安全計画に安全指導について盛り込んでいる学校は99.8%で、前回調査から0.4%増加（前回調査99.4%）。
- 学校安全計画に教職員の研修について盛り込んでいる学校は92.3%で、前回調査から4.5%増加（前回調査87.8%）。
- 学校安全を意識化する機会を設定している学校は79.5%。【新規設問】

(2) 学校施設及び設備の安全点検について

安全点検の実施率が増加し、学校の教職員以外の関わりがみられる。

- 学校の施設及び設備の安全点検を実施している学校は99.8%で、前回調査から1.2%増加（前回調査98.6%）。
- 安全点検の実施者 【新規設問】

学校の教職員	児童生徒等	保護者や地域住民	設置者（教育委員会等）	有識者や専門業者	その他
98.2%	3.1%	2.3%	10.9%	20.4%	1.3%

※複数回答可

*1

学校保健安全法<抜粋>

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(3) 通学路・通園路について

安全点検の実施率が増加している。

- 通学路・通園路を設定している学校のうち、通学路・通園路の安全点検を実施している学校は99.2%で、前回調査から0.4%増加（前回調査98.8%）。
- 登下校中の安全確保を実施している学校は98.3%で、前回調査から3.1%増加（前回調査95.2%）。実施内容は以下のとおり。

	児童生徒等への安全指導	集団登下校	保護者や地域の人々、ボランティア等による同伴や見守り	スクールバスによる送迎	ICTの導入による登下校管理	その他の方策
今回	85.7%	28.3%	60.9%	25.5%	7.4%	6.7%
前回	—	31.7%	76.7%	29.7%	6.8%	14.9%

※複数回答可

(4) 安全教育の実施状況について

学校安全3領域（生活安全・交通安全・災害安全）は概ね実施されているが、現代的課題への対応も含め、一層着実な実施が求められる。

- 安全教育の実施状況【新規設問】

生活安全（防犯含む）	交通安全	災害安全	新たな危機事象	SNS	性犯罪、性暴力防止	その他
92.8%	95.7%	94.9%	15.8%	66.3%	35.8%	3.2%

※複数回答可

(5) 校内研修・校外研修について

校内研修の機会が増加するなど、研修の充実が図られている。

- 校内で起きたヒヤリハット事例を共有している学校は94.2%【新規設問】
- 教職員を対象とした学校安全に関する校内研修を実施した学校は94.0%で、前回調査から2.7%増加（前回調査91.3%）。

(6) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成状況について

危機管理マニュアルはほぼ全ての学校で作成されているが、引き続き、多様な関係者が関わりつつ、実効性ある見直しを行うことが求められる。

- 危機管理マニュアル*²を作成している学校は99.1%で、前回調査より2.1%増加（前回調査97.0%）
- 危機管理マニュアルの見直しを行った学校は92.7%（前回調査92.2%）。この見直しに、児童生徒等が5.7%、保護者が17.6%、地域住民が16.0%、関係機関が37.6%、有識者が8.2%、学校設置者が47.2%関わっている。【新規設問】

* 2

学校保健安全法<抜粋>

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

(7) 地域の関係機関との連携について

地域の関係機関との一層の連携体制を構築していくことが求められる。

- 関係者との協働による避難訓練を実施している学校は83.0%。【新規設問】
- 関係者との協働して不審者の学校侵入を想定した防犯訓練等を実施している学校は60.4%。【新規設問】

(8) 学校の安全管理の取組状況について

約6割の学校が、学校の安全管理について、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用している。また、熱中症対策が増加している。

- 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校は59.2%。【新規設問】
- 教育活動中の子供の重大事故を想定した職員向けの訓練等を実施している学校は53.4%。【新規設問】
- 熱中症対策の実施状況【一部、新規設問】

	熱中症の 予防・対応等に 係るガイドライン の全職員への 周知	WBG T 値や気象 情報を参考にした 活動の判断	体育大会 等の行事 の開催時期 の変更	夏季休業 日の延長、 臨時休業 日の設定、 登校日の 延期・中 止等	運動等の 活動前に 児童生徒 への指導 の徹底	水筒を持 参させる など、こ まめな水 分補給の 推奨	エアコン や扇風機 の設置	その他
今回	87.4%	85.7%	25.0%	2.6%	82.4%	96.8%	94.7%	3.7%
前回	—	44.7%	9.1%	5.4%	—	66.1%	—	10.0%

※複数回答可

3. 主な分析

- 学校保健安全法で策定が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルについて、一部未策定の学校があることから、引き続き100%の達成を目指す。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるが、地域や関係機関等と連携した安全体制の構築について、校種を問わず、一層の取組・再構築が必要である。
- 熱中症対策の実施状況はここ数年で大きく向上しているが、引き続き、活動にあたっての危険度の把握をはじめとした着実な取組が求められる。

4. 今後の対応

- 本調査結果を踏まえ、教育委員会等に一層の学校安全の取組の推進を依頼する。
- 文部科学省で、本調査結果を踏まえた研修を実施するとともに、学校安全の担当者会議や学校安全ポータルサイト等において、各地域の優良事例等を積極的に発信する。
- 「学校安全の推進に関する有識者会議」等において、本調査結果を踏まえつつ、学校安全の専門家の意見を伺い、今後の施策推進に繋げる。